

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和 2 年 2 月 27 日付けで行った法に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張する。

請求人には生業扶助を受給する十分な理由がある。また、請求人は、職員に対し、そのことを十分に説明した。しかし、処分庁は本件申請を却下した。

### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

### 第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2 年 1 0 月 2 2 日	諮問
令和 3 年 1 月 2 6 日	審議（第 5 1 回第 4 部会）
令和 3 年 2 月 2 4 日	審議（第 5 2 回第 4 部会）

## 第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の基本原則

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（法 4 条 1 項）。保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする（法 8 条 1 項）。

#### (2) 生業扶助

##### ア 支給要件

法では、保護の種類として、「生業扶助」が掲げられている（法 1 1 条 1 項 7 号）。生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、①生業に必要な資金、器具又は資料、②生業に必要な技能の修得、③就労のために必要なものの範囲内において行われる（法 1 7 条各号）。もっとも、これによって、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込みのある場合に限る（同条ただし書）。

地方自治法 2 4 5 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定による法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 8 年 4 月 1 日付社発第 2 4 6 号厚生省社会局長通

知。以下「局長通知」という。)第7・8・(1)・アは、「生業に必要な資金、器具又は資料」の支給について、次のとおり説明する。すなわち、専ら生計の維持を目的として営まれることを建前とする小規模の事業を営むために必要な資金又は生業を行うために必要な器具若しくは資料を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するものとする。

また、「専ら生計の維持を目的として営まれることを建前とする小規模の事業」とはどのような業種かとの問いに対し、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問7-130(答)は、次のとおり説明する。すなわち、生業費は、利潤の獲得のみを目的として行われる企業に対して適用するものではなく、生計維持を目的とする小規模事業に対して適用されるものであり、例えば、食料品店(個人商店、八百屋、個人製菓店等)、文化品店(書店、古本屋、文房具店、印章店、玩具店、生花店等)、飲食店(中華ソバ店、大衆食堂、喫茶店等)、自由業(大工、左官等)その他製造加工修理業、サービス業等多岐にわたる種類があげられ、これら小規模事業を営むに必要な設備資金、運転資金を対象とするものである。

#### イ 基準額

法8条1項の規定に基づいて保護の基準を定めた「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)においては、法11条1項各号に掲げられている各種の扶助ごとに基準が定められており、このうち、別表第7の生業扶助基準1において生業費の基準額については「47,000円以内」(別表第7・1)と定められている。

そして、局長通知第7・8・(1)・アによれば、生業費として認められる経費が上記基準によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、78,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないとされている。

## 2 本件処分の検討

請求人が仕入先として予定している海外のECサイトは、日本の一般消費者もアクセスできるものであり、一般向けの市場であることが認められる。とすると、卸売業者から商品を卸値で仕入れて販売する小売業者と比較すると、インターネットを用いて物品の購入・転売を行う商売（以下「本件生業計画」という。）における利益の発生は不確実であるといわざるを得ない。

また、請求人は、本件生業計画で取り扱う商品としては、携帯電話やカメラの周辺機器・小物などの比較的高価ではない物を予定していることが認められる。とすると、仮に請求人の主張のとおり、それらが日本の市場価格の60%から70%程度で購入できたとしても、1商品当たりの転売益は数百円から1,000円程度であることが予測される。なお、本件生業計画では、請求人がインターネットサイトで販売を行うとのことなので、売買代金のほかに送料が生じることになると推察できるところ、送料を請求人負担にした場合、上記転売益はより少なくなるといえ、送料を買主負担にした場合、買主が支払う総額としては大きくなり買い手がつきにくくなることが予測される。

さらに、インターネット上の売買市場では、その性質上、同業の参入が容易であり、競合者が多い傾向にあることや、仕入れた商品が転売できずに在庫として残るリスクがあることなども考慮すると、本件生業計画で継続的かつ安定的な利益が生じるとまでは評価しがたい。

他方で、請求人は、処分庁に対し、本件生業計画に係る生業計画

書（以下「本件計画書」という。）及び本件計画書の内容を補足する上申書（以下「本件上申書」という。）を提出したのみであり、それら以外に、本件生業計画において利益が出ることを詳細に説明した資料を提出していないことが認められる。よって、本件生業計画に対する上記評価を覆すに足る証拠は存しない。

したがって、本件において、請求人が生業扶助を受けることによって、請求人の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込みがあるとまではいえないのであるから、請求人に生業扶助を行うことはできないと判断するのが相当である（法17条ただし書参照）。

よって、請求人の本件申請を却下する旨の本件処分は、上記1の法令等に則ったものであり、違法又は不当な点はない。

なお、本件処分通知書に記載された処分理由について、念のため、以下のとおり付言する。

処分庁は、本件処分通知書1・(2)において、本件生業計画は生業扶助の対象事業とは認められないと判断しているが、本件生業計画について、これまで継続的に行われていた事業としてではなく、新規に、インターネットを利用して、携帯電話の周辺機器や小物など比較的高価でないものを安く仕入れて高く売るという販売行為であり、事業としての反復継続性は不確実であり、生業としての小規模事業に該当するとは断じがたく、生業扶助の対象としては認められないとした処分庁の判断は、不合理であるとまでは認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、生業扶助を受給する十分な理由があり、そのことは、職員に対し、十分に説明した旨主張する（第3）。

しかし、請求人が提出した本件計画書及び本件上申書から判断するに、本件生業計画では、請求人の収入増加、又は、自立助長を見込みがたいことは上記2のとおりである。そして、上記2と同

様の考えのもと行われた本件処分は、法令等の定めに基づき適正になされたものと認められることから、請求人の主張をもって本件処分の取消理由とすることはできない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討  
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙(略)